

川崎市公告（調達）第97号

特定調達契約に関する総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 件名

かわさき子育てアプリ再構築等・運用保守業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎

川崎市こども未来局総務部企画課ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託概要

かわさき子育てアプリ再構築等・運用保守業務委託

詳細は調達仕様書（以下、「仕様書」という）によります。

(5) 入札方法

価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。）により行います。

(6) 入札方法採用理由

アプリ等システムの性質・要件を鑑み、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価一般競争入札により委託の契約を締結することが妥当であると考えられるため。

2 総合評価一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札期日において、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連

業務」種目「システム・ソフト開発」に登録されていること。なお、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和7年5月7日（水）までに行うこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に関する入札に参加しようとする者等であること。
- (8) プライバシーマーク及びISMS（ISO:27001）を取得している者であること。
- (9) 「デジタル地方創生サービスカタログ（母子健康手帳アプリ）」（デジタル庁作成）の最新版に掲載されているサービスを提供できること。
- (10) 本市が指定した検査員（以下「検査員」という。）の指示に従い、検査員の指定する場所での検査の立会い、必要な資料の提出及び説明その他本市が必要とする検査に応じられること。
- (11) 本委託業務について確実に履行することができること。

3 総合評価一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

総合評価一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）、仕様書等が添付された入札説明書等については、次の配布・提出場所において配布します。ただし、入札説明書及び入札参加申込書のみ、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 契約条項を示す場所、配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階

こども未来局総務部企画課

電話 : 044-200-1726（直通）

FAX : 044-200-3190

E-mail : 45kikaku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、メールの受信確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和7年4月24日(木)から令和7年5月7日(水)まで(土、日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。なお、配布は令和7年5月7日(水)においては正午まで。)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は配布・提出ができないことがあるので注意してください。

(3) 提出物

ア 入札参加申込書

イ 2(8)・(9)の事項を証する書類

(4) 提出方法

持参または郵送(いずれの場合も、令和7年5月7日(水)午後5時までに、必要な書類全てが川崎市役所こども未来局総務部企画課に確実に到着する必要があります。なお、郵送の場合は郵送した日に3(1)の問い合わせ先に必ず電話をしてください。)

(5) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 入札参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書及び入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて閲覧することができます。また、入札参加申込書を提出した者は、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、入札説明書や技術提案書作成に必要な資料一式を格納したCD-R(以下「入札説明書等」という。)について、3(1)の場所において3(2)の期間に無償で交付を受けることができます。郵送での交付を希望する場合には、入札参加申込書の提出時にお申し付けください。また、入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間縦覧に供します。

なお、交付した入札説明書等は、後日回収いたしますので、交付と引き換えに所属及び連絡先のわかるもの(名刺等)を提出していただきます。

6 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、令和7年5月15日(木)に入札参加資格確認通知書をメールにて交付(送付)します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 技術提案書の各評価項目において記載がないとき及び無関係の記載など不適切な内容を記載したとき。

8 入札の手続等

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。なお、詳細は入札説明書によります。

ア 技術提案書

イ 入札書等

(2) 提出書類の提出方法

提出に際しては、8(1)アの技術提案書と8(1)イの入札書等を必ず同時に提出すること。

ア 持参による場合

(ア) 提出場所

3(1)に同じ

(イ) 提出期間

令和7年5月15日(木)から令和7年6月6日(金)まで(土、日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

イ 郵送による場合

(ア) 提出場所

3(1)に同じ

(イ) 提出期限

令和7年6月5日(木)必着

(ウ) その他

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(3) 開札の日時及び場所

3(1)の場所において、6月13日（金）に開催予定の技術提案書に関するプレゼンテーションまたは審査終了後、総合評価審査委員会において実施します。

(4) 入札保証金

規則第8条により、入札保証金を徴収します。ただし、規則第9条に該当する場合は免除します。

(5) 入札金額

入札金額については、入札書に記載された金額をもって価格点の評価の対象とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額については、落札した場合の落札価格とします。

(6) 入札及び開札に関する事項

入札及び開札への立会いは不要です。

(7) 落札者の決定方法

本件は、総合評価一般競争入札によるものとし、落札者決定基準に基づいて、提案内容の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計し、合計点の最も高い者を落札者と決定します。ただし、合計点が最も高い者であっても、予定価格を超える入札をした者、提案内容が本市の定める基準点を満たしていない者は落札者となりませんので注意してください。

なお、落札とすべき合計点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点と価格点が異なる場合には技術点が高い者を、技術点と価格点と同じ場合にはくじ引きによって落札者を定めます。くじ引きを実施する場合において、該当する入札参加者は、くじを引くことを辞退することができません。くじ引きの実施については、電話により連絡します。

さらに、調査基準価格を設けますので、落札者となるべき者の入札価格が極めて低い場合には、当該入札者に照会することがあります。照会の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち合計点の最も高い者を落札者とすることがあります。

(8) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、翌営業日の午前10時に再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者は除きます。

なお、再度入札の実施にあたっては、電話により連絡します。

(9) 審査結果の公表等

落札結果については、川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平

成 7 年規則第92号) 第11条により川崎市公報において公告します。

また、落札者その他入札参加者に対し、その結果を通知します。

審査結果については、川崎市ホームページ上で公表します。

(10) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札、技術提案書の提出のない者の入札、入札の条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は、無効とします。

イ 6 に基づき確認通知を受けた者であっても、入札時点において 2 の競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

(11) 審査委員会委員等への接触の禁止

この入札に関して、入札参加者が審査委員会委員及び総合評価審査員と接触することを禁止します。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約を締結する者は、規則第32条の規定による契約保証金として契約金額の10%を納入しなければなりません。ただし、規則第33条に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成

ア 契約書は、2 通作成し、本市と契約の相手方が各 1 通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とします。

ウ 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(3) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。

(4) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) その他問い合わせ窓口は上記 3(1)に同じです。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Renewal of the Kawasaki City Childcare Support App. Tasks shall include online application functions, event booking functions, and digital transformation functions for infant health checkups.

(2) Date and time of tender:

a Direct Delivery

5:00 P.M. June 6, 2025

b Postal Delivery

June 5, 2025

c The language and currency used for the contract application is limited to the Japanese language and the Japanese currency.

(3) For Further Inquiry, Please Contact:

Planning Division

General Affairs Department

Children's Future Bureau

Kawasaki City Office, 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki City, Kanagawa 210- 8577 Japan

TEL: 044-200-1726 FAX: 044-200-3190

E-mail: 45kikaku@city.kawasaki.jp